主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意は、憲法三一条、三二条、三七条一、二項違反をいうが、実質は、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない(いわゆる記名代印によつて作成された本件忌避申立書等の書類は、刑訴規則六〇条、六一条の法意に徴し、不適法であるから法律上無効というべきであつて、これと同趣旨の原判断は、相当である。)。

よつて、刑訴法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおケ決定する。

昭和五〇年一一月一八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	高	辻	正	己
裁判官	関	根	小	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	江 里	П	清	雄